

交 規 第 2 号
令 和 3 年 4 月 1 日

各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

「意思決定検討票」の運用について

これまで、効力のない交通規制標識及び道路標示による交通取締りが行われるという不適正事案が発生した場合の再発防止対策として、交通規制の新設・変更・解除について、担当者任せにすることなく、幹部自らの責任として確認体制の強化を図るため、「意思決定検討票」を運用してきたところである。

この度、所要の見直しを行い、今後の運用について下記のとおりとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 運用開始日

令和3年4月1日（木）以降の規制上申について適用する。

2 運用要領

(1) 上申時における検討要領

ア 作成の時期

規制担当者は、管内における交通規制の新設・変更・解除について上申書を作成する際には、規制種別毎に「意思決定検討票」を作成すること。

イ 幹部による確認

交通課(係)長は「意思決定検討票」における上申時の検討事項に基づいて、上申書の内容を吟味し、不備不明な点があれば自ら現場を確認するなどして確実に是正措置を執ること。

ウ 交通規制課への送付

各級幹部による決裁後、規制上申書に当該「意思決定検討票」の写しを添付して交通規制課に送付すること。

(2) 工事完成後における確認要領

ア 設置及び撤去状況の確認

交通規制課から、上申に係る標識の工事完成通知を受理した後、速やかに標識の設置状況又は撤去状況を確認すること。

イ 幹部による確認

設置状況並びに意思決定書の確認に当たっては、工事完成後の確認事項に基づいて幹部自ら実施すること。

なお、標識の種別が上申内容と異なる場合や、標識の設置方法等に疑義が生じた場合には速やかに交通規制課へ報告すること。

ウ 交通規制課への送付

設置後の確認作業終了後、作成された「意思決定検討票」については、上申書と共に簿冊に編綴して保管し、その写しを交通規制課に送付すること。

3 その他

末尾に様式「意思決定検討票」を添付する。

担当 交通規制課 規制第一係

意思決定検討票 (警察署)

署長	副署長 (次長)	交通官	課長	係長	主任	担当者	
上申事由	新規・変更・解除		規制種別				上申番号
区分	上申時の検討事項		係長	課長	工事完成後の確認事項		係長 課長
新規	・新規規制の理由はあるか		適 否	適 否	・標識が適正に設置されているか		適 否 適 否
	・設置場所の土地並びに電柱等の管理者の借用許可はあるか		適 否	適 否	・意思決定住所の場所に設置されているか		適 否 適 否
	・歩道の切り下げ、区間線標示について道路管理者と協議済みか		適 否	適 否	・意思決定と標識の意味は合致するか		適 否 適 否
	・意思決定の住所は適正か		適 否	適 否	・標識の視認性は確保されているか		適 否 適 否
	・上申する規制種別と標識の意味は合致するか		適 否	適 否	・意思決定台帳に誤りなく記載されているか		適 否 適 否
	・上申書類は適正に作成されているか		適 否	適 否			
変更	・交通規制の変更理由はあるか		適 否	適 否	・標識が適正に設置されているか		適 否 適 否
	・設置場所の土地並びに電柱等の管理者の借用許可はあるか		適 否	適 否	・変更後の意思決定と標識の意味は合致するか		適 否 適 否
	・規制変更の時期について交通規制課と協議済みか		適 否	適 否	・標識の視認性は確保されているか		適 否 適 否
	・意思決定の変更事項は適正か		適 否	適 否	・意思決定台帳に変更内容が誤りなく記載されているか		適 否 適 否
	・変更する規制種別と標識の意味は合致するか		適 否	適 否			
	・上申書類は適正に作成されているか		適 否	適 否			
解除	・交通規制解除理由はあるか		適 否	適 否	・標識が撤去されているか		適 否 適 否
	・付近の交通規制の整合性に影響は生じないか		適 否	適 否	・意思決定台帳から削除されているか		適 否 適 否
	・解除に伴う区画線標示消去は規制課と協議済みか		適 否	適 否			
	・借用解除の手続き済みか		適 否	適 否			
	・上申書類は適正に作成されているか		適 否	適 否			
検討・確認 年 月 日	年 月 日			年 月 日			